## 第5章 環境の保全と創造のための施策の展開

第3章で示した計画の基本目標•目指すべ き将来像を実現するため，本県では，「物質循環」，「生活環境」「自然環境」，「地球環境」の4つの分野において，環境の保全と創造 のための施策を展開していきます（第1節～第4節）。

## 〈分 野 別 の施策 の推進〉

| 物 質 循 環 | 生 活 環 境 | 自 然 環 境 | 地 球 環 境 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1環境負荷の少ない循環型の地域社会 づくり | $2$ <br> 安全－安心で快適な生活環境づくり | $3$ <br> 生物多様性に富んだ <br> 自然共生社会づくり | 4 <br> 地球環境の保全に貢献する <br> 地域社会づくり |
| （1）生活様式等の転換 の促進 <br> （2）資源の循環的な利用の促進 <br> （3）廃棄物の適正処理 の推進 | （1）大気汚染の防止 <br> （2）水質の保全 <br> （3）化学物質による環境污染の防止 <br> （4）騷音•振動•悪臭•地盤沈下．土壌污染等の防止 <br> （5）放射性物質の監視 （6）魅力ある景観づくり | （1）豊かな生物多様性を保全•再生する取組 の推進 <br> （2）野生動植物の保護と適正な管理の推進 <br> （3）生物多様性に配慮し た社会経済活動と持続可能な利活用の推進 <br> （4）生物多様性の重要性 への県民理解の増進 と主体的な行動の促進 | （1）地球温暖化の防止 <br> （2）クリーンエネルギー の導入促進 <br> （3）オゾン層の保護対策の推進 |

## 〈共通的•基盤的な施策の推進〉

## 環境教育•学習，自発的な活動

## 5

持続可能な社会の構築に向けた地域づくり－人づくり
（1）多様な環境教育•環境学習・エネルギー教育の推進
（2）人材の育成•活用
（3）環境に関する活動の展開
（4）協働取組の促進

## 情 報 提 供 ，調 査 •研 究 等

6
環境の保全と創造のための基盤づくり
（1）環境情報の総合的な収集•提供体制の確立
（2）環境モニタリング・環境科学研究の推進
（3）国際協力の推進
（4）ICTの活用
＜図5－1 環境の保全と創造のための施策の展開 施策体系イメージ図＞


## 第1節 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

## 現状と課題

今日，環境保全は，人類の生存基盤に関 わる極めて重要な課題となっています。大量生産•大量消費型の経済社会活動は，大量消費型の社会を形成し，環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。ま た，温室効果ガスの排出による地球温暖化 の問題，天然資源の枯渇の懸念，大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

国では，天然資源の消費を抑制し，環境へ の負荷ができる限り低減される「循環型社会」 を形成することを目指し，循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会形成推進基本計画を策定し，関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
これまで， $3 R^{*}$（発生抑制（リデュース），再利用（リユース），再生利用（リサイクル））の取組の進展，個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく事業者や消費者等の努力，国民の意識の向上等により，最終処分量 の大幅削減等が進んでいます。

他方で，東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり，
大規模災害発生時においても円滑に廃棄物 を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性が改めて浮き彫りとなりました。

東京電力福島第一原子力発電所の事故 により，これまで予想していなかった事態が生 じ，環境保全と国民の安全•安心をしっかりと確保した上で循環資源の利用を行うことが今

まで以上に求められています。同時に，廃棄物の処理が大きくクローズアップされたことで， ものを大事に扱うことや，廃棄物の排出削減 に向けた意識の高まりがみられました。

このように，東日本大震災•東京電力福島第一原子力発電所の事故は，これまで順調 に推移してきた循環型社会形成の取組にお いても大きな政策課題を提示し，これをきっ かけとして，政策の在り方を改めて検討するこ とが強く求められるに至っています。

また，近年の資源価格の高騰に見られるよ うに，今後，世界規模で資源制約が強まると予想されています。

さらに，海洋汚染の一因であるプラスチック ごみ問題については，海岸漂着物の約8割が山間部や市街地のごみが河川を経由して海域に流入しているとも言われており，内陸県で ある本県においても無関係ではなく，隣県とも連携しながら発生抑制対策を推進していく必要があります。

これらのことを踏まえ，循環型社会の形成 に関する政策課題は，循環を量の側面から捉えて廃棄物の減量化に重きをおいてリサイ クル等を推進していくというステージから，循環を質の面からも捉え，環境保全と安心•安全を確保した上で，廃棄物等を貴重な資源 やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め，枯渇が懸念される天然資源 の消費を抑制するという新たなステージに進 んでいると言えます。

## 施策の方向

## 1 <br> 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

## 1－1 生活様式等の転換の促進

## 1－2 資源の循環的な利用の促進

## 1－3 廃棄物の適正処理の推進

## 1－1 生活様式等の転換の促進

（1）マイバッグ運動によるレジ袋の削減など日々の生活の中で実践できるエコ活動を県民や事業者が連携して取り組むことにより，環境にやさしいライフスタイルへの転換を促進します。
（2）廃棄物の発生の少ない製品やリサイクル可能な製品など，環境への負荷の少ない製品を購入するグリーン購入や地産地消を推進するとともに，県民等への普及啓発を進めます。
（3）県民，民間団体，事業者，行政など全ての主体がごみ減量化へ取り組む運動を展開し，全県的なごみ減量化の機運を醸成します。
（4）産業廃妄物を一定量以上排出する事業者等に対して，産業廃棄物の減量化や再生利用な ど適正処理に関する内容を含む産業廃棄物処理計画の策定を促進し，その適切な運用を徹底します。
（5）一般廃棄物の減量化等を促進するため，一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の減量化等を推進する市町村に対して技術的な支援を行います。
（6）環境に配慮した事業活動を促進するため，環境管理に関する国際規格である1SO14001など環境マネジメントシステムを認証取得する事業者に対して一定要件のもと融資を行います。
（7）環境に配慮した事業活動を促進するための研究会の開催やSO14000シリーズの認証取得 のためのアドバイザーを派遣します。
（8）「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム＊」に基づき，県自らが事業者として，省資源，省エネルギーの推進，廃棄物の減量化，リサイクルの推進を図るなど，環境への負荷の低減 と地球温暖化の防止に取り組みます。
（9）プラスチックごみ削減対策に関する計画を策定し，使い捨てプラスチック製品等の削減，プラ スチックの代替品の利用促進，プラスチックごみの減量化等を推進します。

## 1－2 資源の循環的な利用の促進

（1）「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」及び「山梨県分別収集促進計画」に基づき，容器包装の適切なリサイクルが図られるよう，市町村が行う分別の徹底や資源の効率的な回収に対し技術的な支援を行うとともに，県民への普及啓発を行います。
（2）「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の，適正•円滑な推進に向けた普及啓発 を行い，冷蔵庫，テレビ等特定家庭用機器のリサイクルを促進します。
（3）「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」による使用済み小型家電の適切なリサイクルが図られるよう普及啓発を行うとともに，分別等を行う市町村に対し情報提供等の支援を行います。
（4）使用済自動車について，「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」 の登録•許可を有する事業者に対して，法に則った適正処理の指導を行うとともに，関係団体等との連携を図りながら，使用済み自動車のリサイクルを促進します。
（5）「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の普及啓発により，食品循環資源の再生利用等を促進します。
（6）建設廃棄物について，廃棄物処理業者に対する適正なリサイクルの指導を行うとともに，「山梨県建設リサイクル推進計画2016」に基づき，県の発注する建設工事において発生する建設廃棄物の再資源化•縮減率の向上及び建設資材として利用可能な再生資材の活用や建設発生土の利用促進を図ります。
（7）環境への負荷の低減と資源の循環的利用を促進するため，農業用廃プラスチックのリサイク ルや適正処理を促進します。
（8）家畜排せつ物のたい肥化施設やエネルギー化施設等の整備とともに，農家との連携による堆肥の安定的な流通体制の確立を図る等，家畜排せつ物の再生利用を推進します。
（9）事業者が行うリサイクル等に資する施設や設備の整備に対し，一定要件のもと，融資を行い ます。
（10）製造•流通•小売•消費の各段階で発生する食品ロスを削減するため，事業者•県民の意識啓発やフードチェーン全体での食品ロス削減の推進に取り組みます。
（11）県民や事業者の自主的な減量や食品ロス削減の推進を図ります。

## 1－3 廃棄物の適正処理の推進

（1）「山梨県ごみ処理広域化計画」等に基づき，市町村の広域的連携による一般廃棄物の適正 な処理体制の整備を推進します。
（2）ダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却施設の設置者に対して構造基準，維持基準の徹底を図るとともに，ダイオキシン恒久基準への適合を継続的に監視します。
（3）産業廃棄物の排出事業者及び処理業者について監視，指導を行い，産業廃棄物の適正処理や産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度 ${ }^{*}$ の徹底を図ります。
（4）廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理について，県民，事業者，関係機関等との連携を図りながら，監視の一層の強化を図るとともに，適正処理に関する普及啓発 に積極的に努めます。
（5）「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき，適正処理の促進を図ります。
（6）災害時における廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため，平常時，応急対応時，復旧•復興時における体制整備の充実を図ります。
（7）発生した災害の状況や規模に応じ，必要となる広域的処理体制を迅速に構築するため，県内外における自治体間等の連携強化に努めます。

## 環境指標

|  | 指標の項目 | 基準値 | 目標値 |
| :---: | :--- | :---: | :---: |
| 1 | 一般廃棄物総排出量 | $310 千 \mathrm{t}(\mathrm{H} 25)$ | $277 千 \mathrm{t}(\mathrm{R} 2)$ |
| 2 | 1人1日当たりに家庭から排出するごみの量 | $589 \mathrm{~g} /$ 日（H25） | $550 \mathrm{~g} /$ 日（R2） |
| 3 | 一般廃棄物再生利用率 | $16.6 \%(\mathrm{H} 25)$ | $23 \%(\mathrm{R} 2)$ |
| 4 | 産業廃棄物総排出量 | $1,824 千 \mathrm{t}$（H25） | $1,842 千 \mathrm{t}(\mathrm{R} 2)$ |
| 5 | 産業廃棄物再生利用率 | $55 \%(H 25)$ | $56 \%(R 2)$ |
| 6 | 産業廃棄物最終処分量 | $154 千 \mathrm{t}(\mathrm{H} 25)$ | $153 千 \mathrm{t}(\mathrm{R} 2)$ |

※（）内は年度
※ 次の指標は，関連する計画等において目標が設定された項目であり，計画の改定や新計画策定により基準値•目標値が変更された場合は，本計画も連動して基準値•目標値を改めることとします。
－指標1～6：第3次山梨県廃棄物総合計画（H28～R2）

## 関連するSDGs



## 第2節 安全•安心で快適な生活環境づくり

## 現状と課題

良好な大気環境や清らかな水環境，静け さ，緑豊かな生活空間などは，私たちが健康 で快適な生活を営むうえで大変重要な要素 です。

本県では，これまで大気汚染や水質汚濁防止対策など，生活環境を保全するための取組を進めてきましたが，大気に関しては，窒素酸化物や浮遊粒子状物質等は近年環境基準を達成しているものの，光化学スモッグ の原因となる光化学オキシダントについては，環境基準が非達成となっています。また，近年，微小粒子状物質（ $\mathrm{PM}_{2.5}$ ）が新たな問題と なっており，発生源や生成機構等の調査研究が進められています。水質については，下水道や浄化槽等の普及に伴い，長期的には改善傾向がみられるものの，一部の公共用水

域において環境基準を達成していない状況に あります。騒音と悪臭については，苦情件数 が長期的には増加傾向となっています。
近年のダイオキシン類の常時監視の結果 では，大気，公共用水域（水質•底質），地下水質，土壌の調査地点の全てにおいて環境基準を達成していますが，こうした環境汚染 の実態把握は，今後も継続して実施していく ことが必要です。

一方，豊かな緑や調和のとれた美しい景観 は私たちに安らぎとうるおいを与えます。その ため，地域における緑づくりへの取組を促進す るとともに，歴史的な建築物が織り成す街並 みや歴史的，文化的資源の保護を図っていく ことが重要です。

## 施策の方向

## 2 <br> 安全•安心で快適な生活環境づくり

## 2－1 大気汚染の防止

## 2－2 水質の保全

## 2－3 化学物質による環境汚染の防止

2－4 騒音•振動•悪臭•地盤沈下 －土壌汚染等の防止

## 2－5 放射性物質の監視

## 2－6 魅力ある景観づくり

## 2－1 大気汚染の防止

（1）大気汚染の状況を広域的かつ的確に把握するため，大気汚染状況の常時監視を行います。
（2）「大気汚染防止法」等の関係法令に基づき，ばい煙※発生施設等を設置している工場や事業場の監視，指導を行い，大気汚染物質の排出基準の遵守を徹底します。
（3）自動車や家庭等の小規模燃焼施設から窒素酸化物，浮遊粒子状物質，微小粒子状物質 （ $\mathrm{PM}_{2.5}$ ）の排出を削減するため，低NOx燃焼機器の導入や，アイドリングストップ等エコドライブ の普及促進を図ります。
（4）光化学オキシダント濃度に関する情報提供や，緊急時における光化学スモッグ注意報等の発令により，光化学オキシダントによる健康被害の発生の未然防止に努めます。また，大気環境の状況に関し，近隣都県との密接な情報交換に努めます。
（5）微小粒子状物質（ $\mathrm{PM}_{2.5}$ ）に関する情報提供や，高濃度時における注意喚起情報について，速 やかな情報提供に努めます。
（6）事業者が行う大気汚染防止のための施設の整備及びEV $\cdot F C V \cdot 「$ 低排出ガス車」として国土交通省の認定を受けた自動車の購入等に対し，一定要件のもと，融資を行います。
（7）揮発性有機化合物（VOC）の排出を削減するため，工場や事業場におけるVOC排出削減対策を推進します。

## 2－2 水質の保全

（1）公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行います。
（2）富士五湖の水質調査を行い，汚濁の原因を解明し，富栄養化※を防止する等，水質の保全 に努めます。
（3）「水質汚濁防止法」等に基づき，工場や事業場に対し排水規制，地下水汚染の未然防止に係る規制を行うとともに，監視，指導を徹底します。
（4）「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」に基づき，地域特性を踏まえ，流域下水道，公共下水道，農業集落排水施設＊，コミュニティプラント＊，浄化槽などの生活排水処理施設の効率的かつ適切な整備を推進するとともに，適正な維持管理の徹底を促進します。
（5）化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減や農地等における硝酸性窒素等による環境への負荷の低減を図るとともに，家畜排せつ物の適正処理による水質汚濁物質の排出抑制を促進します。
（6）事業者が行う水質汚濁防止のための施設の整備に対し，一定要件のもと，融資を行います。

## 2－3 化学物質による環境汚染の防止

（1）ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため，大気，水質，土壌中の濃度を測定し ます。
（2）「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき，ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等を設置する工場や事業場の監視，指導を徹底します。
（3）「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づ き，排出事業者へ化学物質の排出•移動量の把握と届出を指導し，環境汚染の未然防止を促進します。
（4）県民，事業者，県が環境中に排出される化学物質について正確な情報を共有化し，相互に意思疎通を図る化学物質の管理に関するリスクコミユニケーション＊の促進を図ります。
（5）「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき，適正処理の促進を図ります。
（6）事業者が行う「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設から発生又は排出される ダイオキシン類を処理するための施設の整備に対し，一定の要件のもと，融資を行います。

## 2－4 騒音•振動•悪臭•地盤沈下•土壤汚染等の防止

（1）主要道路の騒音の状況を継続的に把握し，各種の騒音対策の基礎資料とするため，自動車騒音の常時監視を行います。
（2）関係機関との連携を図りながら，「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」に基づき，富士五湖における静穏を保全します。
（3）地盤沈下量の状況を正確に把握するため，一級水準測量や地下水位観測を行います。
（4）土壌汚染の未然防止に向けて，工場や事業場等に対して施設の構造や有害物質の適正管理等について指導を行います。また，「土壌汚染防止法」に基づき，土壌汚染の把握及び土壌汚染による健康被害防止のため，適切な指導を行います。
（5）良好な照明環境を実現するため，広域に影響が及ぶサーチライトなどによる光害＊を防止しま す。
（6）事業者が行う騒音•振動•悪臭等を防止するための施設の整備に対し，一定要件のもと，融資を行います。

## 2－5 放射性物質＊の監視

（1）環境放射能＊モニタリング調査を継続的に実施し，その結果を公表します。

## 2－6 魅力ある景観づくり

（1）市町村における「景観計画」の策定や計画に基づく取組を支援し，地域の風土や歴史，産業 などと密接に関わって形成されてきた県土固有の景観の保全と創造を促進します。
（2）電線類の地中化や街路樹等の植栽の整備による良好な道路景観の形成を図るとともに，地域住民による建築協定の締結や優れた建築物や屋外広告物等への表彰により優れた街並 み景観の形成を図るなど，魅力ある街並みづくりを促進します。
（3）良好な都市環境を形成するため，都市公園の緑の保全や想いの空間造りを推進します。
（4）「山梨県屋外広告物条例」に基づき，屋外広告物の設置，管理について必要な規制を行い，地域の良好な景観や美観の維持を図ります。
（5）森林景観形成•修景のための眺望伐採，森林整備等を行い，登山者，旅行者等に親しまれ る美しい森林景観形成の推進に努めます。
（6）農業者や地域住民が参加した地域共同組織による保全活動を支援し，多面的機能の良好 な発揮と地域住民活動の活性化を図ることにより，個性ある良好な農山村景観の創造に努め ます。
（7）歴史上又は芸術上価値の高い建造物などの有形文化財，史跡，名勝などの保護を図りま す。
（8）多くの県民が利用する公用，公共用施設の緑化を推進するとともに，工場，事業所等におけ る緑地の確保を促進します。
（9）緑豊かな生活環境をつくるため，地域において県民，民間団体，事業者の緑化活動への取組を促進します。

## 環境指標

|  | 指標の項目 | 基準値 | 目標値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 大気汚染に係る環境基準達成率 （二酸化硫黄） | $3 / 3(\mathrm{H} 24)$ <br> $\substack{\text {（罣境基準達成局数／} \\ \text { 有效測定局数）}}$ |  |
| 2 | 大気汚染に係る環境基準達成率 （一酸化炭素） |  |  |
| 3 | 大気污染に係る環境基準達成率 （浮遊粒子状物質） | $\begin{aligned} & 12 / 12(H 24) \\ & \text { 场境基準達成局数 } \end{aligned}$有効測定局数） | 12／12（R5） （環境基準達成局数）有効測定局数） |
| 4 | 大気汚染に係る環境基準達成率 （二酸化窒素） |  | $\begin{gathered} 11 / 11(\text { (理) } \\ \text { (環境基準達成局数/ } \\ \text { 有効則定局数 } \end{gathered}$ |
| 5 | 大気汚染に係る環境基準達成率 （光化学オキシダント） |  | 達成率の向上 を図ります。 |
| 6 | 大気汚染に係る環境基準達成率 （微小粒子状物質） |  | $6 / 6(R 5)$ $\substack{\text {（環境基準達成局数／} \\ \text { 有効測定局数）}}$ |
| 7 | エコドライブ宣言車両率 | 20．1\％（H24） | 22．5\％（R2） |
| 8 | 水質汚濁に係る環境基準達成率（河川）（BOD） | 22地点中19地点 （H25） | 22地点中 22 地点 <br> （R5） |
| 9 | 水質汚濁に係る環境基準達成率（湖沼）（COD） | 5地点中3地点 （H25） | 5地点中5地点 （R5） |
| 10 | 生活排水クリーン処理率 | 80．7\％（H27） | 87．3\％（R5） |
| 11 | ダイオキシン類の環境基準達成地点数 （大気，公共用水域，地下水質及び土壌） | すべての調査地点で達成（H24） | すべての調査地点で達成（R5） |
| 12 | 自動車騒音に係る環境基準達成率 | 環境基準の全国平均達成率 （H23全国平均 $91.8 \%$ ） | 全国平均を上回る達成率を維持します。 |
| 13 | 県内の国•県指定文化財の件数 | 701件（H29） | 726件（R5） |
| 14 | 「緑の教室」受講者数 | 980人（H24） | 1，380人（R5） |

※（）内は年度
※ 次の指標は，関連する計画等において目標が設定された項目であり，計画の改定や新計画策定により基準値•目標値が変更された場合は，本計画も連動して基準値•目標値を改めることとします。

- 指標 7：山梨県地球温暖化対策実行計画（H29～R12）
- 指標10：山梨県生活排水処理施設整備構想2017（H28～R7）
- 指標13：山梨教育振興基本計画（R元～R5）
- 指標14：山梨県緑化計画（H26～R5）


## 関連するSDGs



## 第3節 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

私たちの暮らしは，衣食住や水の供給，気候 の調節など，生物多様性を基盤とする生態系か ら得られる恵みによって支えられています。現在，そのかけがえのない生物多様性が損なわれ つつあります。

生物の多様性を保全しながら，持続可能な利用に向けた総合的な取り組みを進めるため，希少野生動植物の保護及び野生鳥獣の保護管理 や外来種対策等を推進し，県民一人ひとりが自然や動植物とのふれあいを通じて，生物多様性

の重要性を理解し，主体的な行動を促進してい くことが必要となります。

また，国際目標である「持続可能な開発目標 （SDGs）」の達成に繋げていくとともに，山梨県民 の貴重な財産となっている豊かな自然の恵みを享受できる自然共生社会を構築し，将来の世代 に継承するため，第2次山梨県環境基本計画の第5章第3節を生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略（山梨県生物多様性戦略）と位置づけます。

## 現状と課題

本県は，日本列島のほぼ中央に位置し，県南部の標高80mから富士山頂の3，776mまで，全国でもまれな標高差があります。

また，国内最大級の断層である中央構造線と糸魚川—静岡構造線の交わる場所に位置し，大部分がフォッサマグナ上にあることから，甲府盆地を中心として，南アルプス，関東山地の古 い地質，富士山，八ヶ岳などの新しい火山があ るなど，特異な地形•地質となっています。
さらには，気候的にも，北部を中心とした寒暑 の差が大きい内陸型から，南部の表日本型まで変化が見られます。
このような地形•地質や気候など変化に富んだ自然環境のもと，世界の生息南限である南アル プスのライチョウなど分布境界線となっている種 や，キタダケソウなど氷河期の遺存種も多く，ま た，温暖な低地から寒冷な高山帯まで，自然環境の特性に応じた様々な動植物が生息•生育し，国内でも有数の生物多様性に富んだ豊かな生態系が形成されています。

県土面積の78\％を占める森林は，本県の豊 かな自然環境の基盤を成しており，二酸化炭素 を吸収することにより，温暖化を防止し，また，木材の供給はもとより，森林によって育まれた水は，富士川，相模川，多摩川水系等により，流域の人々の暮らしや，産業を支えています。

これら豊かな自然環境が創り出す優れた自然風景を保全し，適正な利用を図るため，県内に は国立•国定•県立合わせて6地域，12万1千ha （県土面積の $27 \%$ ）の自然公園が指定され，自然の保護及び適切な利用のための施設整備を行っているほか，森林の持つ水源涵養や県土保全等の機能を高度に発揮させるため，保安林の計画的な指定や維持管理を行っています。

また，我が国では，「自然環境保全法」（昭和 47（1972）年制定）や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法） （平成4（1992）年制定）等に基づき，原生的な自然環境や希少な野生動植物の保全，保護に努めていますが，本県においても，豊かな自然

環境を保全し，生息•生育する野生動植物の保護を図るための取組を行っています。

具体的には，「山梨県自然環境保全条例」（昭和46（1971）年制定）等に基づき32地区 16,725 haの自然環境保全地区，38か所の自然記念物 の指定，また，39か所の鳥獣保護区の指定等を行っています。

さらに，「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」（平成19（2007）年制定）により，ア ツモリノウなどの絶滅のおそれのある種を，指定希少野生動植物種22種及び特定希少野生動植物種18種に指定し，採取や販売等を規制して きました。

また，絶滅のおそれのある野生動植物の生息•生育状況の調査を実施し，その結果を踏ま え，平成17（2005）年に，「山梨県レッドデータブ ック」を作成し，自然環境保全施策に反映してき ました。

その後，希少野生動植物の状況に変化が見ら れたことから，平成30（2018）年3月にレッドデー タブックを改訂し，また，その結果を踏まえ，平成31（2019）年1月，新たに植物6種，動物9種 の計 15 種を指定希少野生動植物種に，その内 の7種を特定希少野生動植物種に追加指定し，保護•保全対策を強化しました。
環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業に ついては，環境保全上の支障を未然に防止する

ため，予め，事業者が地域の環境を十分調査し，事業実施に伴う影響を予測，評価するとともに， その結果を公表する環境影響評価（環境アセス メント）制度が不可欠です。本県では，平成11 （1999）年6月，大規模な開発事業の実施によ る環境への負荷をできる限り小さくするための手続き等を定めた「山梨県環境影響評価条例」を施行しました。

しかしながら，こうした取組を行っている本県に おいても，各種開発による生息•生育地への影響や希少植物の盗掘，里地里山の管理不足，外来種の侵入など人間活動による負の影響や地球温暖化など様々な要因により，森林や湖沼，河川などにおいて，生態系への影響や，多くの野生動植物に絶滅のおそれが生じており，豊か な自然の恵みを将来にわたり享受できる自然共生社会を構築するため，生物の多様性の保全及び持続可能な利用を推進するための取組が必要となっています。

このような中，県内では，生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としたユネスコの事業であるユネスコエコパークに南アルプスに加え，令和元（2019）年6月，新たに秩父多摩甲斐国立公園を中心とした「甲武信」地域が登録されま した。

## 3

生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

## 3－1 豊かな生物多様性を保全•再生する取組みの推進

## 3－2 野生動植物の保護と適正な管理の推進

## 3－3 生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進

## 3－4 生物多様性の重要性への県民理解 の増進と主体的な行動の促進

## 3－1 豊かな生物多様性を保全•再生する取組みの推進

（1）富士山，南アルプス，八ヶ岳，奥秩父山塊などの原生の自然や景観を将来の世代に引き継 いでいくため，県民，事業者，関係機関との連携を図りながら，環境保全に関する施策を進め ます。
（2）県土面積の $78 \%$ を占める森林の有する水源涵養，県土の保全，地球温暖化防止，保健休養，生態系の確保などの公益的機能＂を発揮させるため，適切な森林の整備，保全，保護を図ります。
（3）原生的な自然や自然環境を保全するうえで重要な野生動植物の生息•生育地として，自然 に委ねることを基本とし，必要に応じて，植生の復元など森林生態系を適切に保全，管理しま す。
（4）多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため，生態系や自然環境等に配慮し，自然環境と調和した河川整備を推進します。
（5）環境に配慮した工法の導入等により，自然にやさしい治山•林道技術の向上を図ります。
（6）本県特有の農村景観や恵まれた生態系等を保全するため，自然環境に配慮しつつ農業生産基盤の整備を進めるとともに，地域住民による景観形成活動や生態系保全等の取り組み を推進します。
（7）荒廃した人工林を間伐し，針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導します。
（8）長期間放置され，草木の繁茂により荒廃した里山林における不要木や侵入竹の除去等を行 い里山を再生します。
（9）優れた自然環境を保全していくため，自然公園，自然環境保全地区及び自然記念物の指定 を行い，開発行為等の規制による保全に努めるとともに，自然の劣化が見られる場合は，適切な手法により本来の自然環境の再生に努めます。
（10）自然公園，自然環境保全地区及び自然記念物については，地元の協力を得ながら，巡視，清掃活動を推進します。
（11）自然環境保全地区及び自然記念物を自然監視員が巡回監視することで，自然環境保全を図るとともに，訪れる人々への自然環境保護意識の高揚を図ります。

## 3－2 野生動植物の保護と適正な管理の推進

（1）鳥獣保護区の指定や鳥獣の生息状況の把握，傷病鳥獣の保護など，人と野生鳥獣との共生及び生物多樣性の確保に関する総合的な取組を推進します。
（2）ニホンジカ，イノシシ等，個体数の管理が必要な鳥獣については，第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき，個体数の適正な管理を行います。
（3）県内の希少な野生動植物の生息•生育状況をとりまとめた県レッドデータブックを活用するとと もに，希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき，希少野生動植物の捕獲•採取や取引を規制し保護に努めます。
（4）開発計画等において，希少野生動植物の適切な保全対策が講じられるよう，開発行為を行 う事業者等に対し，当該地における希少野生動植物の生息•生育状況等の情報を提供しま す。
（5）学術上価値の高い動物，植物について，文化財（天然記念物）としてその保護を図ります。
（6）山岳レインジャーや自然監視員の巡回監視活動により，自然植生の分布地域の把握や高山植物，天然記念物，自然記念物等の保謢に向けた取組を推進します。
（7）アライグマなど，農業被害や人的被害を引き起こした以，在来種の生息を脅かす特定外来生物の繁殖抑制や人為的な移入防止に努めます。
（8）オオキンケイギクなど特定外来生物の調査結果等を積極的に提供し，民間団体等との連携 により，地域の取り組みを促進します。

## 3－3 生物多様性に配慮した社会経済活動と持続可能な利活用の推進

（1）公共事業や大規模な開発行為等による環境への負荷の軽減を図ることにより，現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保を図るため，「山梨県環境影響評価条例」等に基づ〈環境影響評価制度の適正な運用を行います。
（2）環境影響評価制度の実効性を高めるため，県民や事業者等への情報提供等を行います。
（3）生態系の保全や自然とのふれあいの場の碓保，周辺の自然環境との調和を図るなど環境に配慮した整備を推進します。
（4）山梨県緑化計画にのつと以，県民，企業•団体などの多様な主体と協働•連携して緑化を推進 します。
（5）県森林面積の46\％を占める県有林では，環境への配慮など国際的な基準により認められた管理経営を進めます。
（6）やまなしGAP（農業生産工程管理）手法導入基準書にもとづき，GAPの取組を適切に実施し ている個人，法人，生産団体等を認証し，「安全•安心な農産物の生産」や「環境に配慮した生産」などを推進します。
（7）都市住民と地域住民との交流•連携を促進するとともに，里山に関わるNPO等と協働で森林 ボランティア等の支援や里山の新たな利活用を図りながら，県民参加の里山活動を推進しま す。
（8）山岳地域においては，自然環境の保全と自然景観の確保を目的に，登山道や山小屋のトイレ の改善•設置を図るための取組を進めます。
（9）自然散策やフットパス，スポーツ体験，フルーツ狩りなど，本県の地域資源を生かした体験プ ログラムの開発を促進します。
（10）温泉や森林，高原気候などの地域資源を活用した健康プログラムを提供することにより，環境 との共生を図りながら，観光振興や健康増進を目指すウェルネスツーリズムを推進します。
（11）温泉資源の保護を図るため，温泉資源調査などを実施するとともに，可燃性天然ガスによる事故の未然防止や適正な利活用に向けた取組を進めます。
（12）鳥獣害対策として捕獲したニホンジカのジビエや皮製品としての有効利用を推進します。
（13）生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークとして，南アルプス ユネスコエコパークと協働し，甲武信ユネスコエコパークの利活用を図ります。

## 3－4 生物多様性の重要性への県民理解の増進と主体的な行動の促進

（1）八ヶ岳自然ふれあいセンターなどの県有施設における体験学習をはじめとした，自然とのふ れあいを目的とした各種講座の開催など，自然環境の保全，保護意識の向上を図るための普及啓発を進めます。
（2）森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」等のフィールドの積極的な活用を図ります。
（3）県民の行う身近な緑化活動を支援するため，緑に関する学習機会を提供するとともに，樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等を行います。
（4）森林や緑を大切にする心を育てるため，小学生以下の児童を対象とした，緑を活用した環境教育プログラムを推進します。
（5）子供たちが，山梨の豊かな自然や多様な生物への理解を深め，それらに対する愛情をもつこ とができるように，郷土学習教材「ふるさと山梨」を活用した郷土学習の推進を図ります。
（6）様々な主体と連携を図るなかで，愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに，これらの活動への県民，民間団体，事業者等の積極的な参加を促進します。
（7）県民の貴重な財産である豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため，自然保護大会等の各種イベントやレッドデータブック及び条例指定種パンフレット，ホームページ などを通じて適切な知識の普及を図ります。

## －環境指標

|  | 指標の項目 | 基準値 | 目標値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 自然環境保全地区面積（世界遺産景観保全地区は除く。） | 3，650ha（H24） | 3，650ha（R5） |
| 2 | 鳥獣保護区等指定面積 | $\begin{gathered} \text { 74,795.9ha } \\ (\mathrm{H} 29) \end{gathered}$ | 74，795．9ha（R3） |
| 3 | 自然公園等利用者数 | 4，179万人（H24） | 5，720万人（R5） |
| 4 | 県内の山小屋トイレの整備率 | 89．9\％（H30） | 91．3\％（R5） |
| 5 | ニホンジカの推定生息数 | 69，917頭（H24） | 33，000頭（R5） |
| 6 | 獣害防止柵の整備による被害防止面積 | 3，531 ha（H26） | 4，500ha（R元） |
| 7 | 身近な自然環境や動植物の生息•生育•繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率 | 50．6\％（H26） | 58．7\％（R元） |
| 8 | 森林整備の実施面積 | 4，685ha（H26） | $\begin{gathered} \text { 6,000ha/年 } \\ \text { (R元) } \\ \text { (H27~R元の年平均) } \end{gathered}$ |
| 9 | 生物多様性の言葉の認知度 | 46\％（H26） | $75 \%$ 以上（R5） |

※（）内は年度
※ 次の指標は，関連する計画等において目標が設定された項目であり，計画の改定や新計画策定により基準値•目標値が変更された場合は，本計画も連動して基準値•目標値を改めることとします。

- 指標2：第12次鳥獣保護管理事業計画（H29～R3）
- 指標5：第2期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画（H29～R4）
- 指標6•7：山梨県社会資本整備重点計画－第3次－（H27～R元）


## 関連するSDGs


（（1）陸上資源）

（17）実施手段）


## 生物多様性について

（1）生物多様性
「多様な生きものがそれぞれに個性やはたらきを持ち，支え合って生きていること」を生物多様性と言い，生物多様性条約では「すべての生物の間に違いがあること」と定義し，生態系の多様性，種の多様性，遺伝子の多様性という3 つのレベルで多様性があるとされています。
①生態系の多様性
森林，草原，湿原，里地域，河川，海洋などの環境に応じて様々な生態系が存在すること。
（2）種の多様性
それぞれの生態系に適応して，さまざまな種類の動植物が生息•生育していること。
（3）遺伝子の多様性
同じ種であっても，個体や個体群の間に遺伝子レベルでの違いがあること。
（2）生物多様性の恵み（生態系サービス）
私たちの暮らしは食料や水の供給，気候の安定など，生物多様性を基盤とする生態系から得 られる恵みによって支えられていますが，これらの生態系がもたらす恵みは「生態系サービス」と呼ばれ，4つに分類されすべての生命が存立する基盤を整えています。

| 基盤サービス | 供給サービス | 調整サービス | 文化的サービス |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 光合成による酸素 | 食料，燃料，木材，繊 | 気候の調節，水の浄 | 精神的充足，美的 |
| の供給，生息地， | 維，薬品，水など，人 | 化作用，自然災害 | な楽しみ，宗教•社 |
| 水，土壌の形成， | 間の生活に重要な資 | の防止など | 会制度の基盤，レク |
| 栄養塩の循環など | 源の提供など |  | リエーションの機会の提供など |

（3）生物多様性の 4 つの危機
第 1 の危機（人間活動や開発による危機）
森林伐採，開発行為等による生息•生育地の減少や環境の悪化，めずらしい生きものの乱獲や盗掘など人間が引き起こす負の要因による影響。
第 2 の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）
－里地里山の管理不足など，人口減少や高齢化，農業形態や生活様式の変化などにより，自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響。
－ニホンジカ，イノシシ，ニホンザルなどが分布を拡大したことによる農林業被害や生態系へ の影響。
第 3 の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）
人間が近代的な生活を送るようになったことで持ち込まれた外来生物や化学物質などによ る生態系への影響。
第 4 の危機（地球環境の変化による危機）
地球温暖化による生物多様性への深刻な影響。地球全体の平均気温が $1.5 \sim 2.5^{\circ} \mathrm{C}$ 以上上がると，約 $20 \sim 30 \%$ の動植物種の絶滅リスクが高まるだろうと予測されている。

## 第4節 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

## 現状と課題

地球環境問題は，気候変動やオゾン層の破壊など多岐にわたつていますが，気候変動 の影響は，農業，森林•林業，水産業，水環境，水資源，自然生態系，自然災害，健康 など様々な面で生じる可能性があり，将来の世代にも深刻な影響を及ぼすことが懸念され ています。
地球温暖化対策について，国ではパリ協定 を踏まえ，徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギー※の導入，国民運動「COOL CHOICE＊」の推進などを通じて，温室効果ガスの令和 12 （2030）年度 $26 \%$ 削減（平成25（2013）年度比）を目指しています。
本県においても，国の方針を踏まえ，平成 29（2017）年3月に改定した「山梨県地球温

暖化対策実行計画」に基づき，対策を着実に実施していく必要があります。

一方，オゾン層の保護については，国際的 な「ウィーン条約」，国内の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロ ン排出抑制法）」等により，特定フロン等の回収•破壊などの取組が図られ，オゾン層破壊物質の大気中への排出抑制が進んでいます。 これら地球環境問題は，私たちの日常生活 や経済活動による環境への負荷が原因とな って引き起こされていますが，環境への負荷 の発生源のみならず，国境や地域を越えて地球規模で影響が及ぶことから，私たち一人ひ とりが地域しベルでの取組を推進するとともに，国際的な協調のもと，対策を講じていく必要 があります。

## 施策の方向

## 4 <br> 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

## 4－1 地球温暖化の防止

4－2 クリーンエネルギーの導入促進

4－3 オゾン層の保護対策の推進

## 4－1 地球温暖化の防止

（1）「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき，県民，民間団体，事業者，市町村との連携を図りながら，「やまなしクールチョイス県民運動」など実効性のある取組を推進します。
（2）温室効果ガスを減らす「緩和策※」に加え，温暖化による悪影響に備える「適応策※」を「山梨県地球温暖化対策実行計画」において提示するとともに，本県の気候変動適応計画として位置づけ，農業•林業分野や健康分野など幅広い取組を推進します。
（3）市町村における計画の策定や取組を支援します。
（4）「山梨県地球温暖化防止活動推進センター※」と連携し，地球温暖化対策の重要性について の普及啓発，相談•助言などを行います。
（5）地域や家庭において地球温暖化対策に関する普及啓発や実践活動へのアドバイスを行う「地球温暖化防止活動推進員※」の活動を通じ，市町村，団体などを支援します。
（6）日常生活に伴う二酸化炭素排出量を削減するため，広報誌などによる情報提供や環境家計簿アプリ「えこメモ」の普及を通じて，家庭における二酸化炭素排出量削減の取組を促進しま す。
（7）エネルギ一効率に優れる次世代自動車の普及拡大を推進します。
（8）アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発を図ります。
（9）自家用車と鉄道，バスを組み合わせたパークアンドライド ${ }^{(1)}$ 普及啓発やエコ通勤の推進等に より，公共交通の利用を促進し，自動車の交通量の低減を図ります。
（10）．「山梨県地球温暖化対策条例」に基づき，適切な森林整備を行うことで森林吸収量の目標 の達成を図ります。
（11）森林による二酸化炭素の固定化を促進するため，公共施設や公共工事等における県産木材 の利用や県産木材を使用した木造住宅の需要の拡大など，木材資源の循環利用を推進しま す。
（12）県有林内における適切な間伐※などによる二酸化炭素の吸収量をクレジット化し，カーボン・オ フセットツに取り組む企業，団体等へ販売するとともに，その収益を県有林の森林整備に活用 します。

## 4－2 クリーンエネルギーの導入促進

（1）地域資源を最大限活用して，景観•自然環境への影響や安定供給の課題を考慮しながら，適切に多様なクリーンエネルギーの導入を拡大します。
（2）県内の森林資源を有効活用するため，製材残材や未利用間伐材などの木質バイオマス＊の利活用を推進します。
（3）「やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップ」に基づき，家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発による水素エネルギーの利用拡大，CO2フリ—水素サプライチェーンの構築，水素•燃料電池関連産業の振興を図ります。
（4）事業者が行うクリーンエネルギーに関する施設や設備の整備に対し，一定の要件のもと，融資を行います。
（5）既設水力発電所の安定的稼動によりクリーンエネルギーの安定供給に努めます。
（6）自立•分散型エネルギー社会の構築に向け，平成25（2013）年度から10年間で10地点程度 の小水力発電 $\times$ の開発を目指す「やまなし小水カファスト10」を推進します。
（7）自立•分散型エネルギー社会の構築に向け，水力発電の有望地点について開発調査を行い ます。
（8）農村地域が有する豊かな資源を活用した再生可能エネルギーを積極的に導入し，農業関係施設の維持管理費等の低減を図るため，農業用水への小水力発電の施設整備等を推進し ます。また，市町村や土地改良区に対する研修会等を実施し，導入の取り組みを支援しま す。
（9）再生可能エネルギー※の普及促進を図るため，超電導等による電力貯蔵技術の実用化を推進します。
（10）米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラ—館やまなし」及び「クリーンエネルギーセンター」を拠点に学習講座等を実施するとともに，再生可能エネルギー※等に関する情報発信を行いま す。

## 4－3 オゾン層の保護対策の推進

（1）県民，事業者に対して特定フロン類の適正回収•破壊処理等に関する普及啓発を行うととも に，「フロン排出抑制法」，「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」等に基づき，冷凍空調機器，カーエアコンなどからの特定フロン等の回収•破壊処理等を促進します。
（2）事業者が行う代替フロン＊，脱フロンのための施設や設備の整備に対し，一定要件のもと，融資を行います。

環境指標

|  | 指標の項目 | 基準値 | 目標値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 温室効果ガス総排出量 | $\underset{(\mathrm{H} 25)}{7,058 \text { 千 } \mathrm{t}-\mathrm{CO}_{2}}$ | 基準年度（H25）比 18\％削減 （森林吸収含む） （R2） |
| 2 | 森林吸収源対策＊による森林の二酸化炭素吸収量 | $\underset{(\mathrm{H} 25)}{971 \text { ft-CO }}$ | $\underset{\text { (R2) }}{808 \text { 千 } \mathrm{t}-\mathrm{CO}_{2}}$ |
| 3 | 木質バイオマス利用施設数 | 23施設（H26） | 29施設（R2） |
| 4 | クリーンエネルギー導入出力 <br> （住宅用太陽光発電）（10kw未満） | 8．9万kW（H26） | 14万kW（R2） |
| 5 | クリーンエネルギー導入出力 （小水力発電） | 1．0万kW（H26） | 1．2万kW（R2） |
| 6 | エコドライブ宣言車両率（再掲） | 20．1\％（H24） | 22．5\％（R2） |

※（）内は年度
※ 次の指標は，関連する計画等において目標が設定された項目であり，計画の改定や新計画策定により基準値•目標値が変更された場合は，本計画も連動して基準値•目標値を改めることとします。

- 指標1，2：山梨県地球温暖化対策実行計画（H29～R12）
- 指標3：やまなし森林•林業振興ビジョン（H27～R6）
- 指標4，5：やまなしエネルギービジョン
- 指標6：山梨県地球温暖化対策実行計画（H29～R12）


## 関連するSDGs


（17）実施手段）

## 荛

## 第5節 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

## 現状と課題

現在の環境問題は地球規模で発生してお り，私たちの日々の生活や事業活動に起因す る環境への負荷が，自分たちばかりでなく，地球規模の環境にまで大きな影響を及ぼしてい ます。

こうした問題を解決し，持続可能な社会を構築していくためには，私たち一人ひとりがライ フスタイルや事業活動のあり方を再考し，環境保全のために主体的に行動していくことが不可欠になっており，環境教育の果たす役割 がますます重要になっています。
このため国では，平成23（2011）年に「環境教育等促進法」を制定し，環境と社会，経済及び文化のつながりや環境保全について理解を深めるための教育や学習を推進すること としています。
また，本県では，環境教育を推進する上で の基本的な考え方や各主体の役割，県の環

境教育に関する施策の方向性を明らかにし，県民や学校，民間団体，事業者が様々な環境保全活動を活発に展開できるよう，様々な場における具体的な取組を体系的に分かりや すく整理した「環境教育等推進行動計画」を平成25（2013）年3月に策定しています。

今後は，法や計画に基づき，環境教育を担 う人材の育成，体験を重視した環境学習の機会の提供，地球温暖化などの地球規模の環境問題の防止に向けた環境教育などを豊 かな自然に恵まれた本県の特色を生かしな がら，一層進めていくことが求められています。
また，県内では，これまでも環境美化活動 や緑化活動，地球温暖化防止に向けた取組 などが積極的に行われてきているところです が，今後も，こうした取組の輪を広げていくこと が必要です。

## 施策の方向

## 5

持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

5－1 多様な環境教育•環境学習の推進

## 5－2 人材の育成•活用

## 5－3 環境に関する活動の展開

## 5－4 協働取組の促進

## 5－1 多様な環境教育•環境学習・エネルギー教育の推進

（1）「やまなし環境教育等推進行動計画」に基づき，環境教育や環境学習に係る施策の総合的，計画的な推進を図ります。
（2）学校教育や社会教育における，環境学習や自然体験活動，エネルギ一教育等を通して，特色のある環境教育を推進するとともに，環境保全活動につなげる取組を進めます。
（3）学校，民間団体，地域との連携を図る中で，こどもエコクラブ や緑の少年隊※などの活動の促進を図るとともに，高齢者に対してもに緑について学ぶ機会を提供します。
（4）環境に関する職場研修や地域における環境学習を行うにあたり，やまなしエコティーチャーな どの積極的な活用を促進します。
（5）市町村の自主的な環境学習活動を支援するため，啓発資料等の提供を行います。
（6）県有施設を中心に，環境問題に関心を持ち，環境に対する人間の責任と役割を理解し，環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を身につけるための学習の機会を提供 します。
（7）自然体験等の場として環境教育に活用される土地や建物を環境教育等促進法の「体験の機会の場」として認定します。
（8）水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログ ラムを実施するなど，身近な水辺環境を活用した環境教育，環境学習を推進します。

## 5－2 人材の育成•活用

（1）県民•事業者の環境教育や環境学習を支援するため指導者を派遣し人材の育成に努めると ともに，指導者同士のネットワーク化を図ります。
（2）森林総合研究所などにおいて，教職員等を対象とした環境教育等に関する指導者養成のた めのプログラムを実施します。

## 5－3 環境に関する活動の展開

（1）県，民間団体，事業者，市町村が協働して行うやまなしクリーンキャンペーンなど，身近な環境保全活動へSNS等による周知による参加機会の提供により，環境に配慮した行動の定着 を図ります。
（2）県民，事業者等が自らの手で道路，河川，公園等の清掃，植栽などの美化活動を行う土木施設環境ボランティアにより，身近な公共施設の環境美化を進めます。
（3）環境月間や河川愛護月間などにおける普及啓発活動を推進し，県民，事業者等の環境保全意識の醸成と自発的な環境保全活動を促進します。
（4）様々な主体と連携を図るなかで，愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し，鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに，これらの活動への県民，民間団体，事業者等の積極的 な参加を促進します。
（5）市町村によるごみの減量化，リサイクル，省エネルギー，緑化活動など，地域の特性を踏まえ た環境の保全と創造に関する活動の促進と，こうした実践活動に対する支援を行います。
（6）「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に基づき，県自らが事業者として，省資源，省 エネルギーの推進，廃棄物の減量化，リサイクルの推進を図るなど，環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。
（7）県民の行う身近な緑化活動を支援するため，緑に関する学習機会を提供するとともに，樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供等を行います。
（8）県民や企業•団体など様々な主体の参加による森づくりを推進するとともに，多くの県民が森 づくり活動の効果に関心をもつ契機とするため，企業•団体が県内で行う森づくり活動に対して その $\mathrm{CO}_{2}$ 吸収量を認証します。

## 5－4 協働取組の促進

（1）県民，事業者，民間団体等で組織する「環境パートナーシップやまなし」の一員として，環境教育事業を実施するとともに，環境保全を行っている団体などのネットワークづくりを進めま す。
（2）（公財）やまなし環境財団や（公財）山梨県緑化推進機構，やまなし森づくりコミッションを通 じ，企業や民間団体による環境保全活動や森林ボランティア活動等への支援を図るととも に，民間団体間の交流を促進します。
（3）上流域と下流域との住民，市町村，企業等が一体となって，流域に与えている環境負荷やそ の改善のために果たすべき役割を認識し，クリーンキャンペーンや交流会など，水環境を保全 するための取組を促進します。
（4）事業者，民間団体などで構成する「山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会＊」と協働してマイバッ グ等の持参促進によるレジ袋の削減に取り組みます。

## 環境指標

|  | 指標の項目 | 基準値 | 目標値 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 森林環境教育の実施教育機関数の割合 | 62\％／年（H24） | 70\％／年（R5） |
| 2 | 富士山科学カレッジ修了者数 | 14人／年（H30） | 15人／年（R5） |
| 3 | 環境学習指導者派遣事業参加者数 | $\begin{gathered} 3,126 人 / \text { 年 } \\ \text { (H23~29平均) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 3,500 \text { 人/年 } \\ \text { (R5) } \end{gathered}$ |
| 4 | 環境美化活動参加者数 | $\begin{gathered} \text { 496,512人/年 } \\ \text { (H26~29平均) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 500,000 \text { 人 } / \text { 年 } \\ \text { (R5) } \end{gathered}$ |
| 5 | 土木施設環境ボランティア数 | 71団体（H2O） | 101団体（R5） |
| 6 | 森林ボランティア団体数 | 73団体（H22） | 100団体（R3） |
| 7 | 企業•団体の森づくり活動箇所数 | 59箇所／年（H24） | 90箇所／年（R5） |
| 8 | 「緑の教室」受講者数（再掲） | 980人（H24） | 1，380人（R5） |

※（）内は年度
※ 次の指標は，関連する計画等において目標が設定された項目であり，計画の改定や新計画策定により基準値•目標値が変更された場合は，本計画も連動して基準値•目標値を改めることとします。
－指標1，7，8：山梨県緑化計画（H26～R5）

## 関連するSDGs



## 第6節 環境の保全と創造のための基盤づくり

## 現状と課題

県民，民間団体，事業者等に対して環境問題に関する理解や環境活動への自主的な取組を積極的に進めていくためには，環境情報の充実はもとより，正確な情報の迅速な提供が不可欠です。

県では，大気や水質の状況等を常時監視 するなど，監視体制の整備を図るとともに，環境情報の収集及び提供に取り組んでいます。

環境に関する情報については，環境白書「やまなしの環境」の作成や，県のホームペー ジ上の「やまなしの環境」への環境情報の集約などにより，多岐に渡る環境情報を総合的 に収集するとともに，県民等の各主体が活用 できるよう，情報発信に努めています。

一方，環境の保全を適切•効果的に進めて いくためには，情報の収集だけでなく，関連す る技術動向の把握や，様々な環境問題への対策に資する調査研究や積極的にICT技術 を活用することも重要です。

本県では，衛生環境研究所等の県立試験研究機関において，環境モニタリングによる県内の環境の状態を把握するとともに，環境の保全や各種環境問題の原因究明及び対策 に関する調査研究や技術開発を推進してい ます。

さらに，環境に関する情報発信や環境保全 に関する国際シンポジウム，フォーラムの開催や，国内外の各種研究機関等との連携に より，情報や人材，技術の交流を行っていま す。

今後も，本県の環境の現状を正確に把握 するとともに，循環型社会の構築，自然との共生，地球環境保全等に資する調査研究や ICT技術の活用推進していくことが求められて います。

## 施策の方向



## 6－1 環境情報の総合的な収集•提供体制の確立

## 6－2 環境モニタリング・環境科学研究の推進

## 6－3 国際協力の推進

6－4 ICTの活用

## 6－1 環境情報の総合的な収集•提供体制の確立

（1）環境情報センター等における環境情報の充実を図以，様々な機会を捉えて提供します。
（2）「やまなしの環境」などの発行やホームページの情報充実など，様々な媒体を活用し，県民，民間団体，事業者等へ利便性の高い正確な情報を速やかに提供する体制の確立に努めま す。
（3）環境に関するパネルや映像資料の貸し出し，各種パンフレットやチラシの配布など広く環境情報を発信します。
（4）県立試験研究機関の環境分野における研究成果が県民生活に普及し，実際に活用されるよ う，積極的に情報提供を行います。

## 6－2 環境モニタリング・環境科学研究の推進

（1）大気汚染や水質汚濁，自動車騒音，ダイオキシン類等の化学物質の環境中の濃度など，定期的な監視，分析，測定を行います。
（2）環境分野に関する調査研究の実施とともに，県内外の研究機関や大学等との連携による，互 いの技術力や研究成果を活用した調査研究の推進を図ります。

## 6－3 国際協力の推進

（1）国内外の研究機関等との連携により，環境に関するシンポジウムや学会，フォーラム等を開催し，本県の環境科学研究の推進を図ります。
（2）若手研究者の育成や研究機関の活性化等を図るため，国内外の研究機関•研究者との連携や交流，情報交換を進めます。

## 6－4 ICTの活用

（1）ICT技術を活用した効率的な森林調査手法の確立や集材現場における作業の効率化の研究を進めるとともに，これらの新技術を活用できる人材の育成を進めます。
（2）ドローンを利用した植物分布•生育状況の確認や，災害時の山間地における被災状況の確認 など様々な分野でCT技術の活用を推進します。

## 環境指標

| 指標の項目富士山科学研究所内の環境情報センター <br> 利用者数 | 基準値 | 目標值 |
| :---: | :--- | :---: | :---: |
| 2 | 4,640 人／年（H30） | 4,800 人／年（R5） |
| やまなしの環境アクセス数 | 9,146 件／年（H24） | 20,000 件／年（R5） |
| 3や環境に関するフオーラム， <br> 国際シンポジウム参加者数 | 157 人／年（H30） | 165 人／年（R5） |

※（）内は年度

## 関連する SDGs



